

議案第 13 号

医療費の助成に関する関係条例の整備等に関する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

医療費の助成に関する関係条例の整備等に関する条例
(八幡浜市子ども医療費助成条例の一部改正)

第 1 条 八幡浜市子ども医療費助成条例（平成 17 年条例第 121 号）の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線
で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれ
に対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「子ども」とは、出生の日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月末日までの間にある者のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本市に住所を有し、本市の住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民基本台帳に記載されている者、<u>又は国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた者</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもの保護者は、助成対象者としな</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者であって、当該他の市町村が行うこの条例と同種の医療費の助成に関する制度によりその対象とされているとき。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「子ども」とは、出生の日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月末日までの間にある者のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本市に住所を有し、本市の住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民基本台帳に記載されている者 <u>又は</u> 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 の規定により本市 <u>が行う国民健康保険の被保険者とされた者</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもの保護者は、助成対象者としな</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により他の地方公共団体が行う国民健康保険の被保険者 <u>であって</u>、当該他の地方公共団体が行うこの条例と同種の医療費の助成に関する制度によりその対象とされているとき。</p>

<p>(3)・(4) (略)</p> <p>(助成)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 市長は、同一の月に受けた児童の通院（歯科外来及び歯科医師の処方箋による調剤を除く。）に係る保険給付につき、当該児童に係る支払った一部負担金の合算額が3千円を超える場合においては、当該合算額から3千円を控除した額を助成するものとする。</u></p> <p>(助成の制限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき第4条で定める一部負担金に相当する額を当該助成対象者に支払うことにより、乳幼児に係る医療費の助成及び児童の歯科外来（歯科医師の処方箋による調剤を含む。）<u>に係る</u>医療費の助成を行うことができる。</p> <p>3 児童の入院に係る医療費の助成は、<u>第4条第1項</u>に規定する一部負担金に相当する額を助成対象者の申請に基づき当該助成対象者に支払うことにより行う。</p> <p><u>4 児童の通院（歯科外来及び歯科医師処方箋による調剤を除く。）に係る医療費の助成は、一月を単位として第4条第2項に規定する助成額を助成対象者の申請に基づき当該助成対象者に支払うことにより行う。</u></p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>(助成)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(助成制限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき第4条で定める一部負担金に相当する額を当該助成対象者に支払うことにより、乳幼児に係る医療費の助成及び児童の歯科外来（歯科医師の処方箋による調剤を含む。）<u>に係る</u>医療費の助成を行うことができる。</p> <p>3 児童の入院に係る医療費の助成は、<u>第4条</u>に規定する一部負担金に相当する額を助成対象者の申請に基づき当該助成対象者に支払うことにより行う。</p>
---	---

(八幡浜市ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正)

第2条 八幡浜市ひとり親家庭医療費助成条例（平成17年条例第123号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 医療費の助成を受けることができる者は、市の区域内に住所を有する者（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者並びに高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者を除く。）<u>、</u>国民健康保険法第116条の2の規定により<u>本市の区域内に住所</u></p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 医療費の助成を受けることができる者は、市の区域内に住所を有する者（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を除く。）<u>、又は</u>国民健康保険法同条_____の規定により<u>市が行う国民健康保</u></p>

<p><u>を有するものとみなされた者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者</u>で、次の各号のいずれかに該当し、医療保険各法の被保険者若しくはその被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）であるもの（以下「受給資格者」という。）とする。ただし、国又は地方公共団体が行う医療費の助成に関する制度により自己の負担する医療費のすべてについて助成を受けることができる者又は前年において所得税法（昭和40年法律第33号）その他所得税に関する法令の規定による所得税の納付義務を有する者を除く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(<u>助成</u>の制限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(助成金の支給方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する申請は、受給資格者が保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して<u>1年</u>以内に行うものとする。</p>	<p><u>險の被保険者とされた者</u></p> <p>_____で、次の各号のいずれかに該当し、医療保険各法の被保険者若しくはその被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）であるもの（以下「受給資格者」という。）とする。ただし、国又は地方公共団体が行う医療費の助成に関する制度により自己の負担する医療費のすべてについて助成を受けることができる者又は前年において所得税法（昭和40年法律第33号）その他所得税に関する法令の規定による所得税の納付義務を有する者を除く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(<u>支給</u>の制限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(助成金の支給方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する申請は、受給資格者が保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して<u>6箇月</u>以内に行うものとする。</p>
---	--

(八幡浜市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第3条 八幡浜市重度心身障害者医療費助成条例（平成17年条例第128号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被保険者の被扶養者であって、本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されている者（国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村<u>の区域内に住所を有するものとみなされた者並びに</u>高齢者の医療の確保に関する法律第55条<u>及び第55条の2</u>の規定により、<u>愛媛県後期高齢者医療広域連合以外</u>の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者を除く。）<u>並びに</u>国民健康保険法第116条の2の規定により、本市<u>の区域内に住所を有するものとみなされ</u></p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被保険者の被扶養者であって、本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されている者（国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村<u>が行う国民健康保険の被保険者とされた者及び</u>_____高齢者の医療の確保に関する法律第55条_____の規定により、<u>他</u>_____の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者を除く。）<u>又は</u>国民健康保険法第116条の2の規定により、本市<u>が行う国民健康保険の被保険者とされた</u></p>

<p><u>た</u> 重度心身障害者 <u>並びに</u> 高齢者の医療の確保に関する法律第55条 <u>及び第55条の2</u>の規定により、愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた重度心身障害者とする。ただし、国又は地方公共団体が行う医療費の助成又は給付に関する制度により、一部負担金相当額について助成又は給付が受けられる者を除く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>助成</u>の制限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の申請は、受給資格者が、保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して <u>1年</u> 以内に行うものとする。</p>	<p><u> </u> 重度心身障害者 <u>及び</u> 高齢者の医療の確保に関する法律第55条 <u> </u> の規定により、愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた重度心身障害者とする。ただし、国又は地方公共団体が行う医療費の助成又は給付に関する制度により、一部負担金相当額について助成又は給付が受けられる者を除く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>助成</u> 制限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の申請は、受給資格者が、保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して <u>6箇月</u> 以内に行うものとする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市子ども医療費助成条例、八幡浜市ひとり親家庭医療費助成条例及び八幡浜市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、それぞれこの条例の施行の日以後に受けた保険給付に係る子ども医療費、ひとり親家庭医療費及び重度心身障害者医療費の助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る子ども医療費、ひとり親家庭医療費及び重度心身障害者医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行い、並びに、子どもの通院医療費の負担について上限を設定することにより、更なる子育て支援の充実、子どもの保健の向上及び福祉の増進を図るため。